

## 宮崎県公幸

令和2年12月10日(木曜日)号外 第36号の2

発行・印刷 宮 崎 宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

頁

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の

搬出の制限 ------ 家畜防疫対策課 1

## 宮崎県告示第 974号の2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病 予防法施行細則(昭和26年宮崎県規則第54号)第4条の規定により 、次のとおり家畜及び物品の搬出を当分の間制限する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにそれらの死体
- 2 制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 制限の対象となる区域
- (1) 搬出制限区域
  - ア 延岡市北川町川内名(ウドミ谷山、八本木山、岩スリ山、 ソウミ山、ニツダキ山、小岳山、八本木北ノ平山、井出ノ谷 山、市ヶ迫、露ヶ迫、上黒内、中黒内、竹ヶ迫、黒内前水流 、下黒内、木戸屋、ウスキ、向ノ原、黒内峠、先ノ越山、藤 ノ木山、久保水流、上赤前水流、谷向、井出ノ谷、長迫山、 長谷山、岩屋ヶ内谷頭、岩屋ヶ内、畑ヶ平、屋形ヶ水流、小 谷、コノノハル、仁田ノ内、二ツ岩、官ノ平、板ヶ迫、白瀬 山、龍子山、小坂山、上ノ原、ツイツメ山、下赤後、下赤前 水流、タブノキ、姫ヶ谷山、ザレ山、谷後山、椎谷、ウツバ キ、ボロケ山、橘山、市ノ熊山、大向、ヨコホウキ山、椎葉 山、トウセン谷、小原、田ノ原、飛瀬山、水ナシ山、カギ浦 谷、ツツジ谷山、梓本内山、杉ノ田尾山、堀切山、清蔵ヶ内 山、馬木尾谷山、堺ノ谷、縄尻山、畑場山、桑ヶ内山、西十 亀山、西栂目山、東栂目山、谷口)